



# 日刊労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)  
電話 (鉄電) 千葉 2935・2939番  
(公) 043(222)7207番

97.7.16 No. 4625

勝浦運転区廃止差別事件 第10審問行なわれる

## 千葉支社のますます明らかに 不當性

反対尋問は、勝浦運転区廃止差別事件の第一回審問が行なわれ、会社側証人・真保光男証人（千葉支社輸送課長）に対する組合側反対尋問が行なわれた。

反対尋問は、勝浦運転区廃止差別事件の第一回審問が行なわれ、会社側証人・真保光男証人（千葉支社輸送課長）に対する組合側反対尋問が行なわれた。

「本社での説明の時期や内容は忘れた」?

七月一五日、一〇時より、千葉地労委において、勝浦運転区廃止差別事件の第一回審問が行なわれ、会社側証人・真保光男証人（千葉支社輸送課長）に対する組合側反対尋問が行なわれた。

七月一五日、一〇時より、千葉地労委において、勝浦運転区廃止差別事件の第一回審問が行なわれ、会社側証人・真保光男証人（千葉支社輸送課長）に対する組合側反対尋問が行なわれた。

**真保証人（千葉支社時輸送課長）に對し  
組合側から反対尋問**

千葉支社時輸送課長

といふことは全くありえない」とだ。

「証人自身が系統意識に凝り固まっていることを自分で証言

さらに、鴨川運輸区設置の効果についてでは、運転士試験への希望が多くなったとしているが、運転職場から営業に強制配転されている問題について尋問を行なうと、「各系統の中で必要な仕事をやっている」「系統が違うので分からない」などと証言したのである。運輸区設置の目的が「系統意識の払拭」だとしておきながら、一番系統意識に凝り固まっているのが真保証人であることを地労委の審問の場で自ら証言してしまうという有様であった。

真保証人に對する反対尋問は、次回引き続き行なわれることとなり、次回からは、勝浦運転区廃止・鴨川運輸区設置に関する具体的な中身について組合側から反対尋問を行なう予定となつてゐる。

JRとJR総連革マルが結託して強行した勝浦運転区廃止・鴨川運輸区設置の不当労働行為をさらに明らかにし、勝浦運転区の復活に向けて地労委への傍

聴に結集しよう。  
次回審問は、八月七日、一〇時から、真保証人への組合側反

時から、真保証人への組合側反対尋問。

# 7.21日結地引綱大会

とき 7月21日(月)  
ところ 九十九里・一松海岸  
海濱・あいの  
集合 現地に9時集合  
※ドヘ吉、アカゲ、宝探し、抽選会など



新たな10万人合理化粉碎!! 労働運動の新たな潮流めざし全国へはばたこう!!